

令和3年度南星中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

①生徒理解と環境づくり

- ・毎月末にアンケート調査を実施し、実態把握に努める。アンケート調査を基に記入がある生徒には面談を行う。

- ・生徒全員への定期的な個人面談を実施する。(['ふれあい面談']年3回)

②自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳や学級活動の授業で学年で統一した、いじめに関する資料を取り扱う。(年2回)

- ・ネットトラブルを予防するため、LINEやFacebook、Twitter、Instagram等のSNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。

○生徒が主体となる取組の充実

- ・生徒会で「いじめゼロ」活動を企画し、標語やポスターを掲示する。「いじめゼロ」に向けた共感的な人間関係構築に努める。

- ・温かい言葉(感謝、励まし、ねぎらい、称賛等)を募集・掲示して、良好な人間関係づくりに努める。

- ・生徒会のボランティア活動や特別支援学校、老人福祉施設との交流活動を推進し、自己存在感や自己有用感を高める。

③家庭や地域等との連携

- ・PTA(生活指導委員会または教養厚生委員会)の協力を得て、保護者向けのネットトラブル予防研修会を実施する。

- ・保護者に、「いじめ・不登校など様々な問題を抱え、一人で悩んでいませんか?」(保護者向けリーフレット)を配布し、啓発に努める。

- ・PTAや校区3小学校、保護司会と連携した合同挨拶運動を実施する。

- ・校区保護司会と意見交換の場を設けて情報交換と情報共有に努め、生徒の健全育成に資するようにする。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わる。

疑いの段階からチームを組んで、的確に対応する。

①日常的な観察

- ・休み時間や昼休み等、各学年で担当を決めて校舎内外を巡回する。授業時は、教科担任が早めに教室等へ出向く。

- ・毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との関わりや普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報共有・行動連携に努める。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努める。

②アンケート調査

- ・いじめ実態調査を毎月末に行う。

- ・「人権意識チェック表」(生徒用、保護者用、教職員用)を各学級で適宜活用し、人権教育の推進に努める。

③教育相談

- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施する。(年3回)
- ・保護者や地域からの情報を得るため、カウンセリング指導員による「いじめ相談窓口」を開設し、その周知徹底に努める。場合によっては、スクールカウンセラーやいじめ対策スクールソーシャルワーカーとの情報交換や情報共有を行う、行動連携に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行う。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童(生徒)やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携・協力し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとる。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わって、いじめが続いたりすることを防ぐ。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

①生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

②再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

(5) いじめ対策委員会

①構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ対策スクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、少年警察補導員等）等を追加する。

②役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

3 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ対策委員会の発足 ・校内研修（共通理解）の実施 ・いじめ調査の実施 ・いじめ事案対応フローチャートモデルの配布 ・組織対応の共通理解	10	・いじめ対策委員会の開催 ・いじめ調査の実施
5	・いじめ未然防止の学級指導 ・いじめ調査の実施	11	・教育相談（全員面接）の実施 ・いじめ調査の実施
6	・教育相談（全員面接）の実施 ・いじめ調査の実施	12	・生徒会によるいじめ予防週間推進 ・いじめ対策委員会の開催 ・保護者アンケートの実施
7	・いじめ対策委員会の開催 ・生徒会によるいじめ予防活動の実施 ・保護者アンケートの実施	1	・いじめ調査の実施
8	・いじめについての校内研修（事例研究）	2	・いじめ調査の実施 ・教育相談（全員面談）の実施 ・いじめ対策委員会の開催
9	・いじめ調査の実施 ・いじめ防止の道徳授業の実施	3	・学校評価の結果集計、考察 ・いじめ対策委員会の開催 ・いじめについての校内研修会実施

4 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。